第６節　養護教諭

１　取得方法の概要

(1)　免許状の種類

免許状 の種類	ア　養護教諭２種免許状（平成元年３月31日までの名称は、養護教諭２級普通免許状） イ　養護教諭１種免許状（平成元年３月31日までの名称は、養護教諭１級普通免許状） ウ　養護教諭専修免許状（平成元年４月１日から新設）

(2)　取得方法の区分

注意事項	ア　平成31年４月１日施行の免許法（以下「新法」という。）により免許状を取得する。 イ　平成10年７月１日施行の免許法（以下「旧法」という。）、平成元年４月１日施行の免許法（以下「旧々法」という。）により免許状を取得できる場合がある。 ウ　申請書類区分は、第11節の「申請方法及び申請書類」による。				
免許状 の種類	取得方法の区分 （取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）		掲載 ページ	申請書類区分番号	根拠法
２種免許状	短期大学又は養護教諭養成機関卒業等で新たに免許状を取得する場合	短期大学士の学位、養護教諭養成機関の卒業等を基礎資格とし、養教別表２により単位を修得する。 ※基礎資格には、大学（短大を含む。）又は教員養成機関に２年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。	養教別表２ …Ｐ102～103 旧養教別表２ …Ｐ106～107	1	免許法 別表第２ （イ）
	保健師の免許により新たに免許状を取得する場合	保健師助産師看護師法第７条第１項により保健師の免許を有すること。		2	免許法 別表第２ （ロ）
	旧保健婦規則による保健婦免許により新たに免許状を取得する場合	保健師助産師看護師法第51条第１項の規定に該当すること又は同条第３項の規定により免許を受けていること。		2	免許法 別表第２ （ハ）
	臨時免許状から２種免許状を取得する場合	養護助教諭免許状を取得後に、経験年数に応じ、養教別表６－１により単位を修得する。	養教別表６－１ …Ｐ104	7	免許法 別表第６

<table>
<tr><th>免許状
の種類</th><th colspan="2">取　得　方　法　の　区　分
（取得方法の区分が２以上ある場合、いずれかを選択する。）</th><th>掲　載
ページ</th><th>申請書
類区分
番　号</th><th>根拠法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">１種免許状</td><td>大学卒業等で新たに免許状を取得する場合</td><td>学士の学位を有し、養教別表２により単位を修得する。
※学士の学位には、学校教育法第102条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。</td><td rowspan="3">養教別表２
…Ｐ102～103
旧養教別表２
…Ｐ106～107</td><td>1</td><td>免許法
別表第２
（イ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看護師又は保健師の免許を有し、養護教諭養成機関に在学し、所要の単位を修得して新たに免許状を取得する場合</td><td>保健師助産師看護師法第７条第１項により保健師の免許を有し、養護教諭養成機関に半年以上在学し、養教別表２により単位を修得する。</td><td>3</td><td>免許法
別表第２
（ロ）</td></tr>
<tr><td>保健師助産師看護師法第７条第３項により看護師の免許を有し、養護教諭養成機関に１年以上在学し、養教別表２により単位を修得する。</td><td>3</td><td>免許法
別表第２
（ハ）</td></tr>
<tr><td>２種免許状から１種免許状を取得する場合</td><td>養護教諭２種免許状を取得後に、経験年数に応じ、養教別表６－１により単位を修得する。</td><td>養教別表６－１
…Ｐ104</td><td>7</td><td>免許法
別表第６</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専修免許状</td><td>大学院修了等で新たに免許状を取得する場合</td><td>修士の学位を有し、養教別表２により単位を修得する。
※修士の学位には、大学院又は大学の専攻科課程に１年以上在学し30単位以上修得した場合を含む。</td><td>養教別表２
…Ｐ102～103
旧養教別表２
…Ｐ106～107</td><td>1</td><td>免許法
別表第２</td></tr>
<tr><td>１種免許状から専修免許状を取得する場合</td><td>養護教諭教諭１種免許状取得後に、経験年数に応じ、大学院又は大学の専攻科で養教別表６－２により単位を修得する。</td><td>養教別表６－２
…Ｐ105</td><td>7</td><td>免許法
別表第６</td></tr>
</table>

(3)　道内の認定課程を有する大学、短期大学及び養成機関の状況［令和４年度現在］

◎…専修、１種　　○…１種　　□…専修のみ　　△…２種

＜大学＞

免許状の区分 大学名	養護教諭
北海道教育大学　札幌校	◎
函館校	□
旭川校	□
釧路校	□
北翔大学	○

＜養成機関＞

北海道教育大学養護教諭特別別科	○

(4)　全国大学通信教育開設状況［令和４年度現在］

文部科学省のホームページを参照してください。〔教員免許状を取得可能な大学〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/

※　放送大学（大学院）は、認定課程を有していない大学のため、免許法別表第２により新たな免許状を取得する場合の単位として使用することはできません。

なお、北海道においては、現在のところ、免許法別表第６を根拠に２種免許状から１種免許状を取得する場合、１種免許状から専修免許状を取得する場合等、一部については単位の使用を認めております。

2　新たに免許状を取得する方法－１

基礎資格及び所要単位	養教	別表２

		イ	ロ	ハ
基礎資格	２種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 ＊　大学(短大を含む。)又は養護教諭養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。	保健師助産師看護師法第７条第１項の規定により、保健師の免許を受けていること。	保健師助産師看護師法第５１条第１項の規定に該当すること又は同条第３項の規定により免許を受けていること。
	１種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）	保健師助産師看護師法第７条第１項の規定により、保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	保健師助産師看護師法第７条第３項の規定により、看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に１年以上在学すること。
	専修免許状	修士の学位を有すること。 ＊　大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。		

大学において修得することを必要とする単位	科目		最低修得単位数 ２種免許状 イ	２種免許状 ロ	２種免許状 ハ	１種免許状 イ	１種免許状 ロ	１種免許状 ハ	専修免許状
	養護及び教職に関する科目	養護に関する科目		単位不要					
		衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	2			4	注５	2	4
		学校保健	1			2		2	2
		養護概説	1			2		注６	2
		健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2			2			2
		栄養学（食品学を含む。）	2			2	注５	2	2
		解剖学・生理学	2			2			2
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	2			2			2
注１		精神保健	2			2			2
注２ 注３		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０			１０			１０
注４		小　計	２４			２８	３	６	２８

注１　旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。

注２　大学において修得することを必要とする単位は、養護教諭免許状の認定課程のある大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関で修得する。

注３　専修又は１種免許状を取得しようとする場合、短期大学の単位は、２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。（１種免許状については、イの場合に限る。）

注４
(1)　１種免許状の授与を受けようとする場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状のイに相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状の授与を受けようとする場合、既に１種免許状を有しているときは、この表の１種免許状のイに相当する単位は、修得済とみなす。

注５　１種免許状のロに該当する場合、「衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について、合わせて３単位以上修得する。

注６　１種免許状のハに該当する場合、「学校保健」及び「養護概説」について、合わせて２単位以上修得する。

＊　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。
＊　○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
＊　「○○、△△、××」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

※　次頁に続く。

2　新たに免許状を取得する方法－２

基礎資格及び所要単位	養教	別表２

大学において修得することを必要とする単位	科目		最低修得単位数						
			２種免許状			１種免許状			専修免許状
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	
	養護及び教職に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目 注９ 注10 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 注11 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	５	単位不要		８	２ 注７	２ 注７	８
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 注９ 注10 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	３			６			６
		教育実践に関する科目							
注１		養護実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。） 注８	４			５	２	２	５
注２		教職実践演習	２			２			２
注３		小　計	１４			２１	４	４	２１
注４	大学が独自に設定する科目	注12	４			７			７
		注13							２４
	自由選択科目 注14						５	１２	
	合計単位数		４２			５６	１２	２２	８０

その他 注15		
	日本国憲法	２
	体　育	２
	外国語コミュニケーション	２
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	２

注７　１種免許状のロ及びハの項に規定する「教育の基礎的理解に関する科目」の単位の修得方法は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」並びに「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち１以上の科目を含むものとする。

注８　「養護実習」の単位は、養護教諭及び養護助教諭として良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」の単位をもって「養護実習」の単位に替えることができる。

注９

(1)　「教育の基礎的理解に関する科目」は６単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は２単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

(2)　「教育の基礎的理解に関する科目」は６単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は８単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては４単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

注10　最低修得単位数が、複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。（１種免許状のロ又はハの場合を除く。）

注11　「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は１単位以上修得する。（１種免許状のロ又はハの場合を除く。）

注12　「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。

注13

(1)　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

(2)　「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」を修得する。

注14　「自由選択科目」は、この表に掲げる「養護及び教職に関する科目」又は「大学が独自に設定する科目」の単位を修得する。

注15　「その他の単位」は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分に関係なく修得できる。

3　上級免許状を取得する方法

（1）臨時免許状から２種免許状・２種免許状から１種免許状を取得する場合

所要資格	＊　経験年数別最低修得単位数	養教	別表６－１

授与を受けようとする免許状			養護教諭２種免許状							養護教諭１種免許状				
有することが必要な免許状			養護助教諭免許状							養護教諭２種免許状				
適用区分 注１			イ	ロ									ハ	ニ
経験年数 注２			※	3年以上	6年	7年	8年	9年	10年以上	3年	4年	5年以上	1年以上	1年以上
最低修得単位数 注３			10	10	30	25	20	15	10	20	15	10	10	10
必ず修得する科目	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
		学校保健	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		養護概説	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		栄養学（食品学を含む。）	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
		自由選択科目 注４			8	6	4	2		2	1			
		計	4	4	14	12	10	8	6	8	7	6	4	4
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		自由選択科目 注５	1	1	6	5	4	3	1	4	2	1	1	1
		計	3	3	8	7	6	5	3	6	4	3	3	3
	大学が独自に設定する科目 注６				2	2	2	2	1	2	2	1		2
	合計単位数 注７		7	7	24	21	18	15	10	16	13	10	7	9

注１　適用区分欄
(1)　「イ」の該当者
　保健師助産師看護師法第７条の規定により、看護師の免許を受けている者
(2)　「ロ」の該当者
ア　高等学校（旧中学校令による高等女学校を含む。）を卒業した次の者
　(ｱ)　保健師助産師看護師法により、准看護師の免許を受けている者
　(ｲ)　旧看護婦規則により、看護婦の免許を有する者
イ　高等学校を卒業しない者で、養護助教諭免許状を有する次の者
　(ｱ)　旧看護婦規則により看護婦の免許を受けた者で、保健師の免許を有する者
　(ｲ)　旧保健婦規則により、保健婦の免許を有する者
(3)「ハ」の該当者
　保健師の免許を基礎資格として、免許法別表第２のロにより、２種免許状を取得した者
(4)「ニ」の該当者
ア　大学に３年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
イ　大学に２年以上及び大学の専攻科に１年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者
ウ　旧国立養護教諭養成所を卒業した者
注２　経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として勤務した期間。（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において、常勤職員として専ら養護に従事した職の期間を含む。）
　※　「イ」に該当する者の経験年数は１年未満の期間がある場合についても、経験年数を満たすものとする。
注３　最低修得単位数は有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。
注４　「養護に関する科目」の「自由選択科目」は、大学等が養護に関する科目として開講している科目の単位を修得する。
注５　「教育の基礎的理解に関する科目」の「自由選択科目」は、大学等が「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」として開講している科目の単位を修得する。
注６　「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。
注７　「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とする科目から修得する。
注８　「教育の基礎的理解に関する科目」のうち点線内は科目に含まれている事項であり、各事項から選択して修得する。

（２）　１種免許状から専修免許状を取得する場合

所要資格	＊　経験年数別最低修得単位数	養教	別表６－２

授与を受けようとする免許状		養護教諭専修免許状	注１　経験年数は、養護教諭１種免許状取得後に、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務した期間。（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において、常勤職員として専ら養護に従事した職の期間を含む。） 注２　最低修得単位数は、養護教諭１種免許状の取得後に修得した単位とする。 注３　「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。
有することが必要な免許状		養護教諭１種免許状	
経験年数 注１		３年以上	
最低修得単位数 注２	大学が独自に設定する科目 注３	１５	
	計	１５	

4　旧法により免許状を取得する方法－１

基礎資格及び所要単位				旧養教	別表２
基礎資格		イ	ロ	ハ	
	２種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 ＊　大学(短大を含む。)又は養護教諭養成機関に２年以上在学し、６２単位以上修得した場合を含む。	保健師助産師看護師法第７条第１項の規定により、保健師の免許を受けていること。	保健師助産師看護師法第５１条第１項の規定に該当すること又は同条第３項の規定により免許を受けていること。	
	１種免許状	学士の学位を有すること。（学校教育法第１０２条第２項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）	保健師助産師看護師法第７条第１項の規定により、保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	保健師助産師看護師法第７条第３項の規定により、看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に１年以上在学すること。	
	専修免許状	修士の学位を有すること。 ＊　大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に１年以上在学し、３０単位以上修得した場合を含む。			

所要の単位	科目		最低修得単位数						
			２種免許状			１種免許状			専修免許状
			イ	ロ	ハ	イ	ロ	ハ	
注１ 注３ 注４	養護に関する科目 注２	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	２	単位不要		４	３ 注５	２	４
		学校保健	１			２		２	２
		養護概説	１			２		注６	２
		健康相談活動の理論及び方法	２			２			２
		栄養学（食品学を含む。）	２			２	注５	２	２
		解剖学及び生理学	２			２			２
		「微生物学、免疫学、薬理概論」	２			２			２
		精神保健	２			２			２
		看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	１０			１０			１０
		自由選択科目　注７					１	６	
		計	２４			２８	４	１２	２８

注１　旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。
注２　養護教諭免許状の認定課程のある大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関で修得する。
注３　専修又は１種免許状を取得しようとする場合、短期大学の単位は、２種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。（１種免許状については、イの場合に限る。）
注４
(1)　１種免許状の授与を受けようとする場合、既に２種免許状を有しているときは、この表の２種免許状のイに相当する単位は修得済とみなす。
(2)　専修免許状の授与を受けようとする場合、既に１種免許状を有しているときは、この表の１種免許状のイに相当する単位は、修得済とみなす。
注５　１種免許状のロに該当する場合、「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について、合わせて３単位以上修得する。
注６　１種免許状のハに該当する場合、「学校保健」及び「養護概説」について、合わせて２単位以上修得する。
注７　「養護に関する科目」の「自由選択科目」は、大学等が養護に関する科目として開講している科目の単位を修得する。

＊　（○○を含む。）と記載のある科目は、（　）内の内容を必ず含めて修得する。
＊　○○及び△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
＊　「○○、△△、××」と記載のある科目は、「　」内の科目のうち、１以上の科目を修得する。

※「教職に関する科目」及び「その他の科目」については、次頁に続く。

4　旧法により免許状を取得する方法－２

基礎資格及び所要単位	旧養教	別表２

所要の単位	科目		最低修得単位数 ２種免許状 イ	２種免許状 ロ	２種免許状 ハ	１種免許状 イ	１種免許状 ロ	１種免許状 ハ	専修免許状
教職に関する科目 注8	教職の意義等に関する科目 注11 注12 教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） 進路選択に資する各種の機会の提供等		2	単位不要		2			2
	教育の基礎理論に関する科目 注11 注12 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		2			4	2 注9	2 注9	4
	教育課程に関する科目 注11 注12 教育課程の意義及び編成の方法 道徳及び特別活動に関する内容 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		2			4			4
	生徒指導及び教育相談に関する科目 注11 注12 生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		2			4			4
	養護実習（事前及び事後の指導の１単位を含む。） 注10		4			5	2	2	5
	教職実践演習		2			2			2
	自由選択科目 注13						4	6	
	計		１４			２１	８	１０	２１
養護又は教職に関する科目		注14	4			7			7
		注15							２４
合計単位数			４２			５６	１２	２２	８０
その他 注16	日本国憲法		2						
	体　育		2						
	外国語コミュニケーション		2						
	情報機器の操作		2						

注８　「教職に関する科目」は養護教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。

注９　１種免許状のロ及びハの項に規定する「教職に関する科目」の単位の修得方法は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」並びに「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）」のうち１以上の事項を含むものとする。

注10　「養護実習」の単位は、養護教諭及び養護助教諭として良好な成績で勤務した経験年数１年につき、１単位の割合で、この表に掲げる「教職に関する科目」の単位をもって「養護実習」の単位に替えることができる。

注11
(1)　「教職の意義等に関する科目」は２単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」は４単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位）まで、「生徒指導及び教育相談に関する科目」は２単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
(2)　「教職の意義等に関する科目」は２単位まで、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程に関する科目」並びに「生徒指導及び教育相談に関する科目」はそれぞれ４単位（２種免許状の授与を受ける場合にあっては２単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をあてることができる。

注12　最低修得単位数が、複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。（１種免許状のロ又はハの場合を除く。）

注13　「教職に関する科目」の「自由選択科目」は、この表に掲げる「教職に関する科目」の単位を修得する。

注14　「養護又は教職に関する科目」の単位は「養護に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。

注15　「養護又は教職に関する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。

注16　「その他の単位」は、大学の学部・学科・課程（認定課程のない大学を含む。）、必修・選択等の授業科目区分に関係なく修得できる。